

報 告 第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 1 8 号

訴訟上の和解について

未払学校給食費請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年8月16日

新居浜市長 佐々木 龍

- 1 事 件 名 未払学校給食費請求事件（新居浜簡易裁判所平成23年（ハ）
第149号）
- 2 当 事 者
 - （1）原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 佐々木 龍）
 - （2）被 告 （省 略）
- 3 和 解 条 項
 - （1）被告は、原告に対し、本件学校給食費債務として次の金員の合計12万2,196
円の支払義務があることを認める。

ア 給食費残代金	11万7,860円
イ 遅延損害金	1,436円
ウ 督促申立手続費用	2,900円
 - （2）被告は、原告に対し、前号の金員を次のとおり分割して、原告代理人事務所（愛媛県新居浜市一宮町一丁目6番30号プラムビル3階高橋総合法律事務所）に持参

して支払う。

ア 平成23年8月から平成24年1月まで、10月を除く毎月末日限り8,000円ずつ

イ 平成23年10月末日限り 3万5,000円

ウ 平成24年2月末日限り 4万7,196円

(3) 被告が、前号アからウまでの分割金の支払を怠り、その額が1万6,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1号の金員から既払額を控除した残金及び同号アの給食費残代金の残額に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(4) 原告は、被告に対し、新居浜簡易裁判所平成23年(ロ)第31号事件の仮執行宣言付支払督促に基づく強制執行はしない。

(5) 原告は、その余の請求を放棄する。

(6) 原告と被告は、本件に関し、本条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用(ただし、第1号ウの督促申立手続費用は除く。)は各自の負担とする。